

あなたの事業所も

経営革新！！

■ 経営革新とは

「事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること」です。

■ 新事業活動とは

次の4つの「新たな取り組み」を言います。経営革新計画を作成することにより、「新たな取り組み」の目標、重点課題等が明らかになり、進捗状況確認により機能的に事業を行うことができます。

- (1) 新商品の開発又は生産
- (2) 新役務の開発又は提供
- (3) 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- (4) 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

■ 経営革新の認定を受けることによる事業所のメリット！！

1.保証・融資の優遇措置

- ① 信用保証の特例
- ② 政府系金融機関による低利融資制度
- ③ 高度化融資制度
- ④ 小規模企業設備資金貸付制度の特例

2.投資の支援措置

- ① ベンチャーファンドからの投資
- ② 中小企業投資育成株式会社からの投資

3.販路開拓の支援措置

- ① 販路開拓コーディネート事業
- ② 中小企業総合展

4.海外展開に伴う資金調達の支援措置

- ① 日本政策金融公庫による債務保証
- ② 日本貿易保険業務を通じた信用補完
- ③ 中小企業信用保険法の特例

5.その他の優遇措置

- ① 特許関係料金減免制度

※ 但し、計画の承認は支援措置を保証するものではありません。利用を希望する支援策の実施機関の審査が必要となります

■ 問合せ先 福江商工会議所 中小企業相談所

担当 久保、白石、野口(☎ 0959-72-3108)